別紙1

令和3年度 千葉県鳥獣保護区等位置図
（北部地区）

(令和3年11月1日現在)

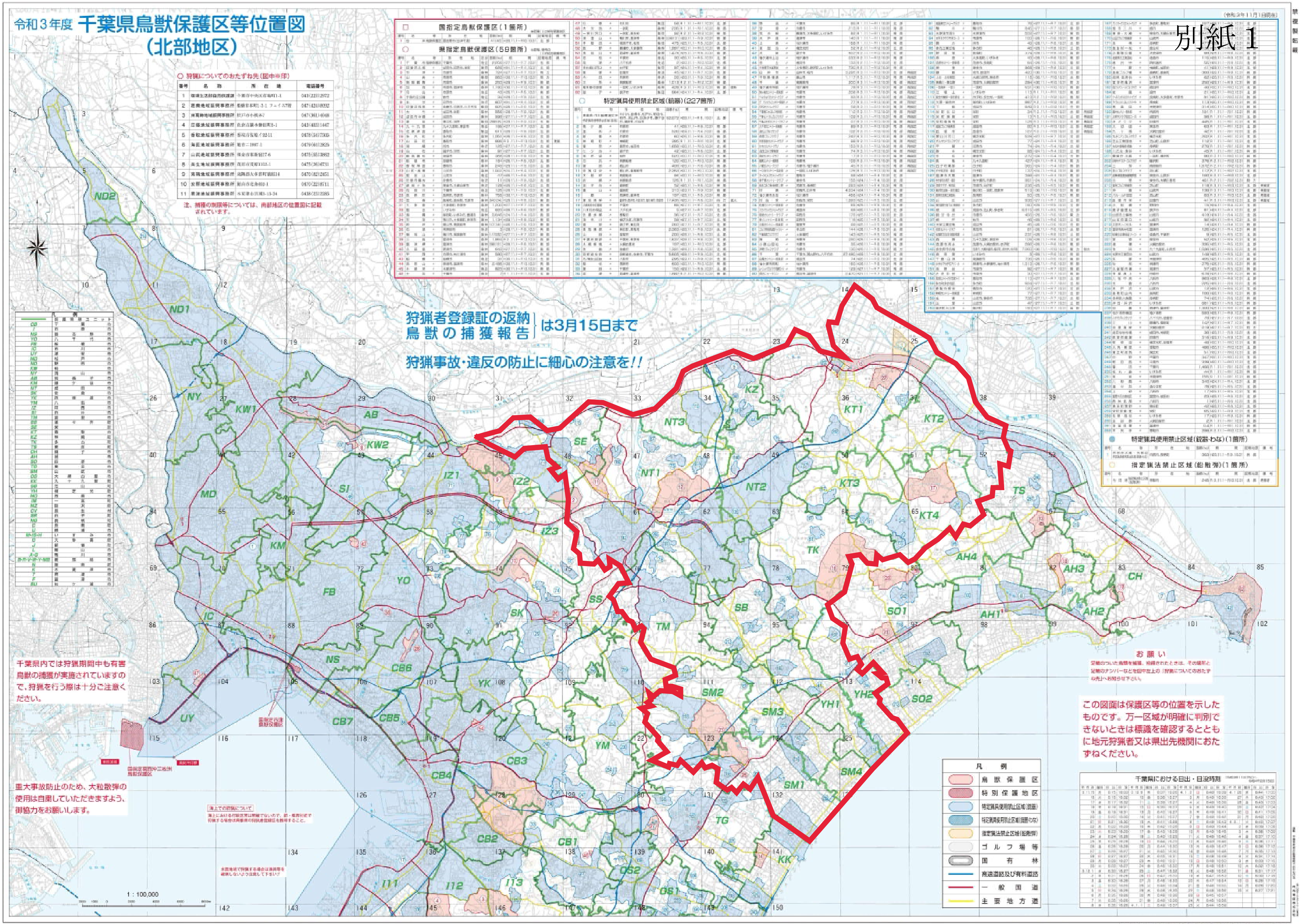
ND2
ND1
NY
KW1
KW2
AB
MD
SI
IZ1
IZ2
IZ3
SE
NT1
NT2
NT3
KZ
KT1
KT2
KT3
KT4
TS
KM
FB
YO
SK
SS
TM
SB
TK
AH4
AH3
AH1
AH2
CH
SO1
SO2
IC
NS
CB6
CB7
CB5
YK
UY
SM2
SM3
SM1
SM4
YH1
YH2
YM
CB3
CB4
CB2
CB1
TG
OS2
OS1
I11
I12
I13
KK
国指定谷津鳥獣保護区
1 : 100,000

○ 狩猟についてのおたずね先（図中※印）

番号	名称	所在地	電話番号
1	環境生活部自然保護課	千葉市中央区市場町1-1	043(223)2972
2	葛南地域振興事務所	船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階	047(424)8092
3	東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本7	047(361)4048
4	印旛地域振興事務所	佐倉市鏑木仲田町8-1	043(483)1447
5	香取地域振興事務所	香取市佐原イ92-11	0478(54)1730
6	海匝地域振興事務所	旭市二1997-1	0479(61)2626
7	山武地域振興事務所	東金市東新宿17-6	0475(53)3862
8	長生地域振興事務所	茂原市茂原1102-1	0475(26)6731
9	夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿稲14	0470(82)2451
10	安房地域振興事務所	館山市北条402-1	0470(22)8711
11	君津地域振興事務所	木更津市貝渕3-13-34	0438(23)2285

注、捕獲の制限等については、南部地区の位置図に記載されています。

□ 国指定鳥獣保護区（1箇所）

[illegible]

○ 県指定鳥獣保護区（59箇所）

[illegible]

○ 特定猟具使用禁止区域（銃器）（227箇所）

[illegible]

● 特定猟具使用禁止区域（銃器・わな）（1箇所）

[illegible]

○ 指定猟法禁止区域（鉛散弾）（1箇所）

[illegible]

狩猟者登録証の返納
鳥獣の捕獲報告 は3月15日まで

狩猟事故・違反の防止に細心の注意を!!

凡例	
	狩猟鳥獣ユニット
CB	千葉市
I	市原市
NS	習志野市
YO	八千代市
FB	船橋市
IC	市川市
UY	浦安市
MD	松戸市
NO	野田市
KW	柏市
NY	流山市
AB	我孫子市
KM	鎌ケ谷市
NT	成田市
SK	佐倉市
YK	四街道市
YM	八街市
IZ	印西市
SI	白井市
TM	富里市
SS	酒々井町
SE	栄町
KT	香取市
KZ	神崎町
TK	多古町
TS	東庄町
CH	銚子市
AH	旭市
SO	匝瑳市
TG	東金市
SM	山武市
OS	大網白里市
KK	九十九里町
SB	芝山町
YH	横芝光町
MO	茂原市
IM	一宮町
MZ	睦沢町
CY	長生村
SR	白子町
NG	長柄町
C	長南町
U	勝浦市
M·S·H	いすみ市
O	大多喜町
J	御宿町
L	館山市
A·G	鴨川市
[illegible]	南房総市
N	鋸南町
K	木更津市
T	君津市
F	富津市
SU	袖ケ浦市

千葉県内では狩猟期間中も有害鳥獣の捕獲が実施されていますので、狩猟を行う際は十分ご注意ください。

重大事故防止のため、大粒散弾の使用は自粛していただきますよう、御協力をお願いします。

海上での銃猟について

海上における行政区界は明確でないので、銃・鳥獣猟区で狩猟する場合は両県分の狩猟者登録証を携帯すること。

水田地域で狩猟する場合は農業用施設を破損しないよう注意して下さい!!

お願い

足環のついた鳥類を捕獲、拾得されたときは、その場所と足環のナンバーなどを図中左上の「狩猟についてのおたずね先」へお知らせ下さい。

この図面は保護区等の位置を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは標識を確認するとともに地元狩猟者又は県出先機関におたずねください。

凡例	
▭	鳥獣保護区
▨	特別保護地区
▭	特定猟具使用禁止区域（銃器）
▨	特定猟具使用禁止区域（銃器・わな）
▭	指定猟法禁止区域（鉛散弾）
▭	ゴルフ場等
▭	国有林
―	高速道路及び有料道路
―	一般国道
―	主要地方道

千葉県における日出・日没時刻

[illegible]

禁複製転載

千葉県